

ライターの取り扱いにご注意ください！

こどものライターを使った火遊びが原因と考えられる事故が発生しています。特に若いこどものいるご家庭では以下の点に十分注意してください。

《若いこどものいる家庭での注意事項》

- 1 こどもの手の届くところにライターを置かない。
- 2 こどもにライターを触らせない。
- 3 こどもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。
- 4 理解できる年齢になったら、こどもに火の怖さを教える。

◆こどもの火遊びによる火災の実態調査(消費者庁・消防庁発表:H22.3.23)

- ・火遊びによる火災のうち、発火源がライターであるものの占める割合は約5割(H11～20全国(全年齢))で、かつ5歳未満において死傷者発生率が高い。
- ・平成16年から20年にかけて、政令指定都市では火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものが約1300件発生し、そのうち約500件以上で行為者が12歳以下であると判明
- ・製品が判明した事例では、使い捨て式が約9割

※ 詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。(http://www.caa.go.jp/safety/index.html)

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話:026-223-6770

ホームページ: [http://www.pref.nagano.lg.jp/](http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm)

[kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm](http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm)